

1者応札・1者応募に係る改善方策について

自動車事故対策機構では、平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、以降の契約については一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところである。

しかしながら、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、一者応札・一者応募となっている事例が散見される。

このため、実質的な競争性を確保するため、以下のとおりの具体的な改善方策を進めている。

1. 公告期間等の十分な確保

(1) 公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

(2) 業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を(1)以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

2. 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定する。

3. 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とする。

4. 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者

からの質問に対しては随時回答する。

5．公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととする。

6．一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考とする。